

船舶事故調査報告書

平成29年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	火災
発生日時	平成29年5月12日 07時15分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村尾駁漁港北北東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位007° 5.8海里 (M) 付近 (概位 北緯41° 01.0′ 東経141° 24.8′)
事故の概要	漁船第八開運丸は、定置網漁の操業中、火災が発生した。 第八開運丸は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成29年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八開運丸、18トン AM2-5293（漁船登録番号）、六ヶ所村海水漁業協同組合 20.50m (Lr) × 4.43m × 1.73m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和62年8月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年6月4日 免許証交付日 平成24年6月25日 (平成30年6月3日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	機関室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波向 東、波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）及び甲板員3人が乗り組み、定置網漁の目的で船外機付の伝馬船をえい航し、僚船である運搬船と共に尾駁漁港を平成29年5月12日06時30分ごろ出港し、約10km/hの対地速力で約20分間航走して同港の北北東方にある定置網に到着した。 本船船長は、船首を西方に向けて箱網（誘導されて集められた魚を漁獲する網）の南端部に右舷着けし、主機を中立運転として主機駆動の油圧ポンプのクラッチを入れた。

本船船長は、甲板員 1 人が乗った伝馬船及び本船の北側に配置した運搬船と共に漁獲の準備作業を行った後、たも網を用いて漁獲物を箱網から運搬船に揚げようとしていたところ、焦げた臭いを感じたので、機関室への出入口がある船員室に向かった。

本船船長は、船員室の船尾側に設けられた引き戸を開けたところ、開いていた機関室の出入口を通して同出入口付近の機関室内に火炎が見え、黒い煙が出ていたので他の乗組員に知らせ、操舵室に備えていた持運び式粉末消火器 1 個の消火剤を火炎に向かって船員室出入口から噴射した。

(図 1 参照)

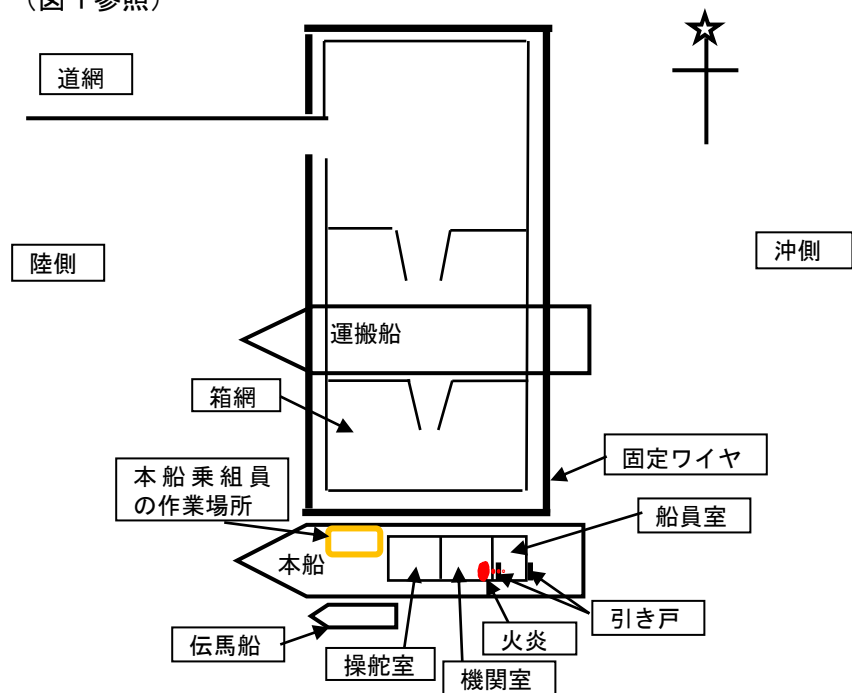


図 1 本事故時の状況図

本船が所属する漁業協同組合の担当者は、07時15分ごろ運搬船の船長から携帯電話で本船の火災発生連絡を受け、運搬船の船長に海上保安庁への通報を指示した。

本船船長は、火炎が見えなくなったものの、煙の勢いが増してきたので消火を諦め、定置網に被害が及ばないように定置網から本船を離そうと思い、箱網及び係留索を放し、油圧ポンプのクラッチを切って主機のクラッチを前進に入れたものの、本船が動かなかったので伝馬船を呼び、本船に乗っていた甲板員 2 人と共に乗り移った。

本船船長は、本船の係留索をえい航索として南方へ約 15 分間伝馬船で本船をえい航したところで、追走してきた運搬船に甲板員 2 人と共に移乗し、本船の係留索を運搬船のビットに掛け替え、運搬船から本船を監視していたが、海上保安庁からの指示により、係留索を放して本船から離れた所で監視を続けた。

本船は、来援した巡視船により消火活動が行われたものの、延焼しながら、風浪で南方に流されて操舵室、機関室等が全焼し、10時1

	<p>8分ごろ尾駁漁港南方の砂浜に流れ着き、その後廃船処分された。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 炎上中の本船、写真2 漂着した本船 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、機関室に2台の電動ファンがあり、本事故時、ふだんどおり、1台を吸気、1台を排気として運転していた。</p> <p>本船船長は、主機及び機関室のファンがいつ停止したか、分からなかった。</p> <p>本船船長は、出火元が分からなかったが、機関室の火炎が見えた付近に何らかの電気配線が敷設されており、本船が建造から約30年経過する船なので、電気配線の漏電により出火したかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>本船は、絶縁抵抗などの計測を行っていなかった。</p> <p>本船は、機関室に火災探知器及び自動拡散型消火器がなかった。</p> <p>本船船長は、出港前に主機を始動する際、機関室の点検を行ったが、主機等に異常を認めなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾駁漁港北北東方沖において定置網漁の操業中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、機関室内の電気配線の一部が建造以来約30年間使用されていたことから、電気配線が短絡して出火した可能性があると考えられるが、機関室等が全焼したことから、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、尾駁漁港北北東方沖において定置網漁の操業中、機関室から出火したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に電気配線の点検を行うこと。 ・機関室の火災時は、機関及び給排気ファンを停止すること。 ・消火剤の噴霧後は、密閉状態を保持すること。 ・法令で火災探知器及び自動拡散型消火器の設置が求められる船舶以外の小型船舶にあっても、機関室には、火災探知器及び自動拡散型消火器を設置するのが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

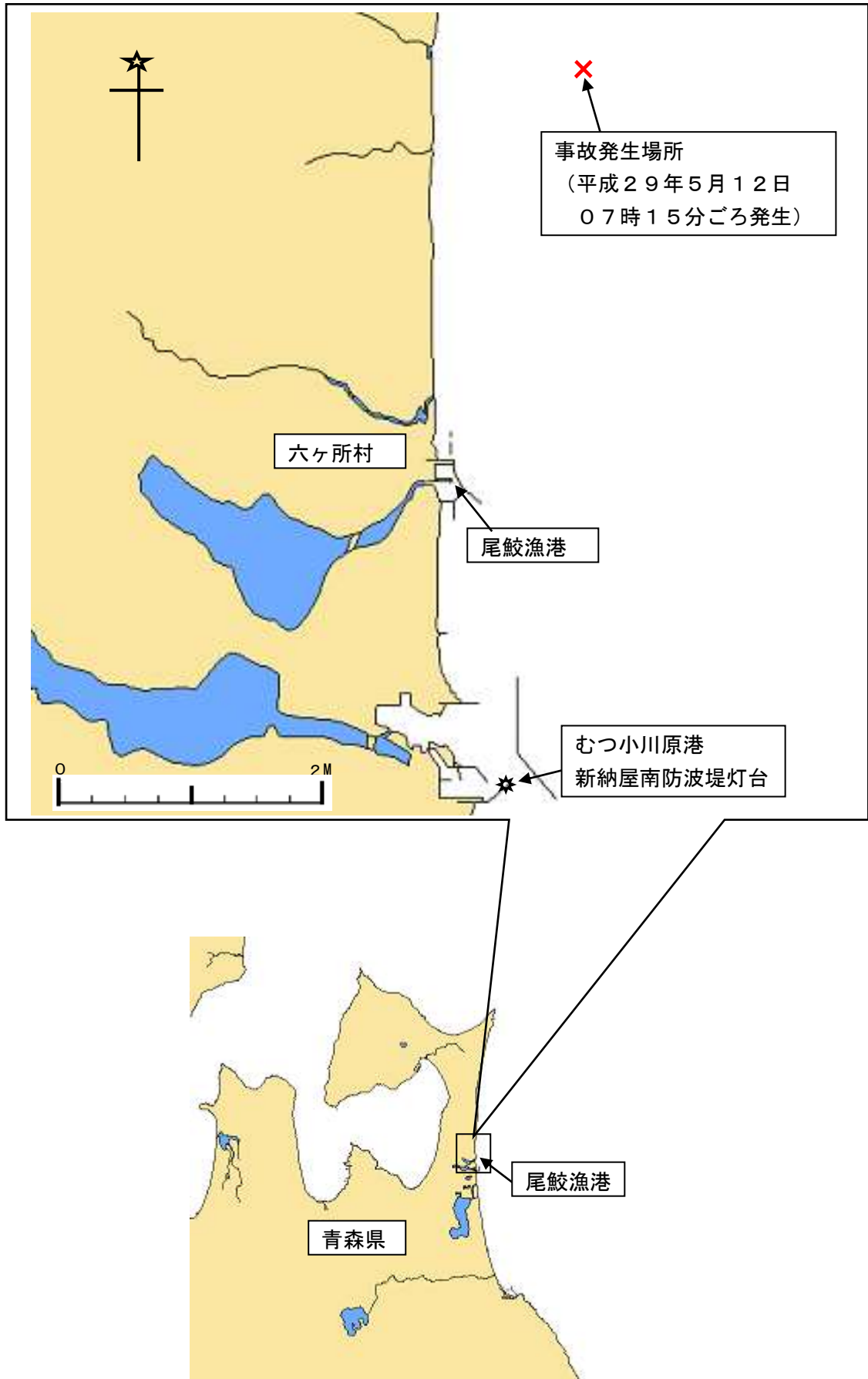


写真1 炎上中の本船



写真2 漂着した本船

